

報告第2号

訴えの提起に関する 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、次のとおり訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

訴えの提起について

- 1 事件名、訴訟の目的の価額および専決処分の日
別紙のとおり
- 2 事件の概要

被告らは、品川区女性福祉資金貸付条例に基づき、女性福祉資金を借り受けた者または当該女性福祉資金に係る連帯債務を負担する者であるが、再三にわたる督促にもかかわらず貸付金の償還に応じないため、品川区は、貸付金の償還および当該貸付金に対する延滞利子の支払を求めて、訴えを提起した。

別紙

番号	事件名	原告	被告	訴訟の目的の価額	専決処分の日
1	東京簡易裁判所平成3 1年 第 号 貸金返還等請求事件	品川区	(借受人) (連帯借受人)	360,000円	平成30年12月26日

平成31年2月25日
文教委員会資料
子ども未来部子ども家庭支援課

専決処分の報告について(報告第2号)

1. 訴えの提起

- (1) 件名 品川区女性福祉資金返還請求 1件
(2) 訴額 360,000円

2. 事件一覧

No.	専決処分の日		続柄	貸付額	返還済額	残元本 (訴額)
1	平成30年12月26日	借受人	本人	360,000	0	360,000
		連帯借受人	子			
合計	被告2人 [内訳] 借受人1人、連帯借受人1人			360,000	0	360,000